

第62回（平成30年4月23日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第62回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。資料1-1と資料1-2を御覧いただければと思います。

個人情報保護法第24条に係る委員会規則につきましては、昨年12月7日から今年1月5日まで、改正案につきましてパブリックコメントを実施したところでございます。

その結果寄せられた御意見と、それに対する委員会の考え方につきましては、今年1月の第51回個人情報保護委員会において審議したとおりとなっております。

こちらの御意見を踏まえまして、今回資料1-2の改正案のとおり、規則の改正案を定めることとし、今年5月9日をめどに公布・施行することを予定しております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 いよいよ規則の改正というものが具体化してまいりました。EUの指定に向けて引き続ききちんと確認作業を行っていきたいと思います。

企業からの期待値が一番大きいところでございますので、誤解のないようにきちんと進めていくべきであると考えております。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正につきましては、原案のとおり決定したいと思っております。

今後、公布・施行に必要な手続を事務局において進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

次に議題2、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）に関する意見募集につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1を御覧ください。まず、こちらは意見募集の経緯でございます。個人情報保護委員会は、日EU間の個人データの移転について、相互の円滑な移転を図る枠組み構築を視野に、欧州委員会との間で累次の対話を行ってきております。

昨年12月14日には、当委員会委員と欧州委員会委員との間で会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処するための法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後その詳細について作業すること、また、本年前半に最終合意することを想定し、委員レベルで会談を持つことで一致しております。

この解決策として、本年2月14日に「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」について、委員会で審議を行いました。

当該ガイドラインは、各国政府との協力の実施等に関する個人情報保護法上の規定等（個人情報保護法第4条、第6条、第8条、第24条、第60条及び第78条、並びに本年5月9日に公布・施行予定の改正後の個人情報保護法施行規則第11条）に基づき、欧州委員会から日本への充分性が認められた際、EU域内から充分性認定により移転を受ける個人データの取扱いに関して最低限遵守すべき規律を示すものでございます。

「2. 今回意見募集を行うガイドラインの位置づけ」について説明いたします。

EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する当該ガイドライン（案）は、1ポツに記載しておりますとおり、当委員会と欧州委員会との対話の結果、①当委員会が、個人情報保護法第24条に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としてEUを指定し、これにあわせて、②欧州委員会が、一般データ保護規則（GDPR）第45条に基づき、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定することを想定し策定したものでございまして、これについてあらかじめ意見募集を行うものです。

「3. 公布・施行期日」は、本年前半を予定しております。

経緯等については以上でございます。

資料2-2は、意見募集に諮るガイドラインでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問、御意見を申し上げます。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 説明ありがとうございました。

相互の枠組み構築ということで、EUとの交渉を非常に長い期間にわたって頑張ってきたわけなのですが、先ほどもありました個人情報保護法第24条に基づくEUの指定とEU側からの充分性認定について、膨大な作業、何百時間というような議論を尽くしてきた結果、ようやく最終局面を迎えられたということだと思います。

最後の最後、本当に締めまで、まだ気が抜けないところではあると思いますが、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

ほかにも御意見、御発言がありませんので、欧州委員会との本年前半の最終合意に向けて、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するガイドライン（案）について、今後1カ月間の意見募集を実施することといたします。意見募集の手続を事務局において進めていただきたいと思います。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、5月15日火曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりを取扱いをさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。